

株主総会に関する規律の見直しについての個別論点の検討

（前注1） 「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（以下「試案」という。）において定義されている用語は、特段の言及が無い限り、本部会資料においても、同一の意義で用いている。

（前注2） 【 】内には、[会社法制（企業統治等関係）部会資料| 18](#)において関連するパブリックコメントの結果が記載されている主な箇所の頁を記載している。

第1 株主総会資料の電子提供制度

1 定款の定め

試案第1部第1の1のような規律を設けるものとするので、どうか。【4頁以下】

（補足説明）

パブリックコメントにおいては、試案第1部第1の1 については反対する意見がなかった。他方で、試案第1部第1の1（及び を前提とする ）については、電子提供制度を採用するかしないかは法律で一律に強制すべきでないという意見や、上場会社であっても、新興市場に上場している株式会社の場合には、電子提供制度の採用を強制しないこともあり得るという意見等の反対する意見があった。しかし、上場会社であれば、対応能力の面からしても義務付けしてよいという意見や、上場会社であれば、必ず電子提供制度を採用するものとするのが株主にとって分かりやすいという意見等の賛同する意見が多数であった。

そこで、本文1においては、試案第1部第1の1のような規律を設けるものとするを提案している。

2 電子提供措置及び株主総会の招集の通知

(1) 電子提供措置の内容（電子提供措置期間を除く。）

試案第1部第1の2 のような規律（電子提供措置期間に係る部分を除く。）を設けるものとするので、どうか。【7頁以下】

（補足説明）

試案第1部第1の2 について、パブリックコメントにおいては、これに賛成する意見が多数であった。そこで、本文2(1)においては、試案第1部第1の2 のような規律（電子提供措置期間に係る規律を除く。）を設けることを提案している。電子提供措置期間に係る規律については、後記本文2(2)ア及び(3)において扱っている。

なお、パブリックコメントにおいては、議決権行使書面に記載すべき事項を電子提供措置事項に含めるべきでないという意見があった。しかし、現行法においても、議決権行使書面に

いては、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類等と同様に、会社法第299条第3項の承諾をした株主に対しては、電磁的方法により提供することが可能であり（同法第301条第2項）、株式会社がウェブサイト印刷可能な電子ファイルをアップロードし、承諾をした株主に対してそのアドレスを通知することも認められている（この方法によった場合には、株主は自ら電子ファイルを印刷した上で賛否を記入し株式会社に送付することとなる。）。このことからすると、議決権行使書面についてのみを電子提供措置事項から除外し、取締役が常に書面を交付しなければならないものとするのは相当でないと考えられる。

(2) 電子提供措置開始日及び株主総会の招集の通知の発送期限

ア 電子提供措置開始日について、どのように考えるか。【8頁以下】

イ 株主総会の招集の通知の発送期限について、どのように考えるか。【11頁以下】

（補足説明）

本文2(2)アは、試案第1部第1の2に関するものである。パブリックコメントにおいては、これについて、意見が分かれており、B案に賛成する意見が多数であったが、A案に賛成する意見も多くあった。

また、本文2(2)イは、試案第1部第1の3に関するものである。パブリックコメントにおいては、株主総会の招集の通知の発送期限について、C案に賛成する意見がやや多かった。なお、電子提供開始日と発送期限のタイミングをそろえるべきであるとして、試案第1部第1の2及び3について、いずれもA案とする意見や、いずれもB案とする意見もあった。

本文2(2)においては、以上を踏まえ、電子提供措置開始日及び株主総会の招集の通知の発送期限について、それぞれどのように考えるかを論点として掲げている。

(3) 電子提供措置期間の末日

電子提供措置期間の末日を株主総会の日以後3か月を経過する日より後の日（例えば、株主総会の日以後1年を経過する日）とすることについて、どのように考えるか。【7頁以下】

（補足説明）

本文2(3)は、試案第1部第1の2の電子提供措置期間の末日に関するものである。パブリックコメントにおいては、株主総会の決議の不存在又は無効の確認の訴えや会社の組織に関する行為の無効の訴えなどにおいても株主総会参考書類等が証拠として用いられる可能性があることや、投資家にとっては何年にもわたってアクセス可能な状態に保つことが有用であることを理由として、電子提供措置期間の末日を株主総会の日以後3か月を経過する日より後の日とすべきであるという意見もあった。電子提供措置期間を長期間とする場合には、電子提供措置の調査に要する費用が懸念されるが、後記本文4(2)のとおり調査期間を株主総会の日までで足りるものとするのであれば、その懸念も当たらなくなると考えられる。

そこで、本文2(3)においては、電子提供措置期間の末日を株主総会の日以後3か月を経過す

る日より後の日とすることについて、どのように考えるかを論点として掲げている。

(4) 株主総会の招集の通知の記載事項

試案第1部第1の3(2)のような規律を設けるものとするので、どうか。

【13頁以下】

(補足説明)

パブリックコメントにおいては、試案第1部第1の3(2)について賛成する意見が多数であった。そこで、本文2(4)においては、試案第1部第1の3(2)のような規律を設けるものとすることを提案している。

3 書面交付請求

(1) 試案第1部第1の4(2) ((注2)を除く。)及び のような規律を設けるものとするので、どうか。【14頁以下】

(注1) 振替株式の株主は、書面交付請求を銘柄ごとに行うことができるものとするかどうかについては、実務上の影響等を踏まえて引き続き検討するものとするので、どうか。【16頁以下】

(注2) 書面交付請求をした株主が累積していく懸念に対処するために立法による措置を講ずべきであるという意見について、どのように考えるか。【20頁以下】

(補足説明)

1 試案第1部第1の4(2)については、パブリックコメントにおいて、の(注2)を除いては、これに賛成する意見が多数であった。そこで、本文3(1)においては、試案第1部第1の4(2) ((注2)を除く。)及び のような規律を設けるものとすることを提案している。

2 本文3(1)の(注1)は、試案第1部第1の4(2)の(注1)のより具体的な仕組みに関するものである。振替株式の株主が振替機関等を経由して書面交付請求をする具体的な仕組みとしては、()株主が銘柄ごとに書面交付請求を行うことができるものとする案と、()株主は保有する全ての銘柄についてのみ書面交付請求を行うことができるものとする案が考えられるが、パブリックコメントにおいては、システム更新等の費用や関係者の労力等の適切な分担を踏まえて具体的な仕組みを検討すべきであるという意見や、()の案がより株主、口座管理機関及び振替機関における負担が少ないという意見等があった。本文3(1)の(注1)においては、この問題については、実務上の影響等を踏まえて引き続き検討するものとすることを提案している。

3 本文3(1)の(注2)は、試案においては直接採り上げていない論点に関するものである。試案においては、書面交付請求は、株主総会ごとに行使されるものでなく、行使後に開催される全ての株主総会について行使されるものであることを前提としており、株主は、一度書面交付請求をすれば、別途撤回をしない限り、その後の全ての株主総会に係る電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求しているものと取り扱われることとなる。パブリックコメントにおいては、このような規律とすることにより書面交付請求をした株主が累積していく

のではないかという懸念が示されており、この懸念に対処するために立法による措置を講ずべきであるという意見があった。

パブリックコメントにおいては、その具体策として、()一定期間連続して株主総会の招集の通知が返戻された株主や、議決権行使の実績がない株主については、書面を交付することを要しないものとする提案や、()株式会社が書面交付請求をした株主に対して通知をし、返信がない場合には、当該株主に対しては書面の交付を要しないものとする提案、()書面交付請求の効力に一定の期間制限を設けるものとする提案が寄せられている。もっとも、()の提案のうち、株主総会の招集の通知が返戻された株主に関するものについては、会社法第196条第1項と別に規律を設ける必要性及び合理性があるかどうかを検討する必要があると考えられ、また、議決権行使の実績がない株主に関するものについても、毎年書面で株主総会資料を閲覧している株主が存在している可能性があり、そのような株主に対しても書面の交付を要しないものとなることは妥当でないと考えられる。()の提案に関しては、一旦書面交付請求をした株主が株式会社からの通知に適時に返信しないことによって書面の交付を受けられないものとするに合理性があるかどうかについて検討する必要があると考えられる。さらに、()の提案に関しても、有効期限をどのように設定するかや、株主において有効期限を把握しておくことを期待することが酷とならないかどうか、株主に知らせるために有効期限が到来する一定期間前においてその期限を通知しなければならないものとする場合には、誰が通知しなければならないものとするかなどについて検討する必要があると考えられる。取り分け、振替株式の株主による書面交付請求の具体的な仕組みとして、株主は保有する全ての銘柄についてのみ書面交付請求をすることができるものとする場合には、個々の株式会社が有効期限の通知をすることは難しいと考えられる。加えて、()から()までのいずれについても、これに要するシステム対応や実務対応の負担も踏まえ、検討する必要がある。

そこで、本文3(1)の(注2)においては、書面交付請求をした株主が累積していくという懸念に対処するために立法による措置を講ずべきであるという意見について、どのように考えるかを論点として掲げている。

(2) 株式会社は、株主が書面交付請求をすることができない旨を定款で定めることができるものとするについて、どのように考えるか。【18頁以下】

(補足説明)

本文3(2)は、試案第1部第1の4(2)の(注2)に関するものである。パブリックコメントにおいては、株式会社は、株主が書面交付請求をすることができない旨を定款で定めることができるものとするに賛成する意見もあったが、インターネットを利用することが困難な株主を保護するための権利である書面交付請求を、株主総会の特別決議により排除することができるものとするは相当でなく、強行法規として保障する必要があるなどとしてこれに反対する意見や、書面の交付を欲する株主の多くは、議決権比率の低い個人の株主であることが想定されることから、定款変更を経たとしても、実質的にはそれらの株主の意思が反映されないまま書面の交付が受けられない状態となることを理由としてこれに反対する意見等があった。

そこで、本文3(2)においては、パブリックコメントの結果を踏まえ、株式会社は、株主が書面交付請求をすることができない旨を定款で定めることができるものとするについて、どのように考えるかを論点として掲げている。

- (3) 株式会社は、試案第1部第1の4(2)の書面に記載すべき事項を、電子提供措置事項のうちみなし提供制度の対象でないものに限ることができる旨を定款で定めることができるものとするについて、どのように考えるか。

【27頁以下】

(補足説明)

本文3(3)は、後記本文6と同様に、試案第1部(第1の後注4)に関するものである。みなし提供制度をめぐっては、パブリックコメントにおいて、みなし提供制度の対象である事項については書面交付請求により請求することができる書面に記載する必要がないものとすべきであるという意見があった。

みなし提供制度は、個別に承諾をした株主を除く全ての株主に対して全ての資料を書面により交付する現行の株主総会資料の提供制度を前提としたものであるから、みなし提供制度の対象である事項については書面交付請求により請求することができる書面に記載することを要しないものとするためには、別途の規定が必要であると考えられる。

ただし、このような規定を設けることに対しては、パブリックコメントにおいて、インターネットを利用することが困難な株主を保護するための権利として保障する書面の内容にはウェブサイトに掲載された電子提供措置事項の全てを記載しなければ保護としては相当でないという意見があった。他方で、インターネットを利用することが困難な株主を保護するに当たり、現行法において保障されている以上の保護を与える必要はなく、みなし提供制度を利用するために必要な要件と同等の要件を満たしている場合には、みなし提供制度の対象である事項については書面に記載しないことを許容すべきであるという意見もあった。

そこで、本文3(3)においては、パブリックコメントの結果を踏まえ、株主が請求することができる書面に記載すべき事項を、電子提供措置事項のうちみなし提供制度の対象でないものに限ることができる旨を定款で定めることができるものとするについて、どのように考えるかを論点として掲げている。

- (4) 会社法第299条第3項の承諾をした株主に対しては、試案第1部第1の4(2)の書面を交付することを要しないものとするについて、どのように考えるか。【27頁】

(注) 電子提供措置に係る定款の定めがある株式会社以外の株式会社における会社法第299条第3項の承諾をした株主による同法第301条第2項ただし書及び第302条第2項ただし書に基づく交付請求については、後記8を参照。

(補足説明)

本文3(4)は、試案第1部(第1の後注3)のイに関するものである。パブリックコメントに

においては、これに賛成する意見が多数であったが、他方で、招集通知の電磁的方法による提供に承諾した株主の意思として、書面の交付を全く請求することができなくなるとまでは認識していないはずであるとしてこれに反対する意見もあった。本文3(4)においては、パブリックコメントの結果を踏まえ、会社法第299条第3項の承諾をした株主に対しては、試案第1部第1の4(2)の書面を交付することを要しないものとするについて、どのように考えるかを論点として掲げている。なお、このような規律を設けるかどうかについては、それに要するシステム対応や実務対応の負担も踏まえて検討する必要があると考えられる。

4 電子提供措置の中断及び調査

(1) 電子提供措置の中断

電子提供措置期間中電子提供措置の中断（株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとする。【22頁以下】

電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること。

電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の10分の1を超えないこと。

電子提供措置の中断が株主総会の日以前に生じた場合には、電子提供措置の中断（電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間に生じたものに限る。）が生じた時間の合計が電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間の10分の1を超えないこと。

株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容を当該電子提供措置に係る情報に付して電子提供措置をとったこと。

（補足説明）

試案第1部第1の5については、パブリックコメントにおいて、これに賛成する意見が多数であった。もっとも、試案第1部第1の5からまでの要件によれば、例えば、電子提供措置の中断が株主総会の日前の1週間に及ぶ場合であっても、電子提供措置期間全体を分母として考えれば、その電子提供措置の中断の期間は10分の1を超えないことから、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさないこととなることが相当でないという意見等があった。

そもそも、電子提供措置期間のうち、株主総会の日以前の期間については株主総会の招集の手段として電子提供措置が求められているが、株主総会の日後の期間については株主総会の決議の取消しの訴えなどにおける証拠等としての使用に供するために求められているものと考えられる。このように、両期間において電子提供措置が求められる趣旨が異なることに鑑みると、

電子提供措置の中断に係る救済規定の適用についても、株主総会の日以前の期間については、別途当該期間における電子提供措置の中断が生じた時間の割合に基づいてその可否が判断されるべきであると考えられる。

そこで、本文4(1)においては、試案第1部第1の5の各要件に本文4(1)の要件を新たに追加することを提案している。

(2) 電子提供措置の調査

電子提供措置をとろうとする株式会社は、電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中、電子提供措置事項に係る情報が株主が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、調査機関に対し、調査を行うことを求めなければならないものとする。【23頁以下】

(補足説明)

試案第1部第1の6については、パブリックコメントにおいて、これに賛成する意見が多数であった。もっとも、調査義務を課すことについては、調査期間が3か月を超えることもあいまって、その費用負担を懸念する意見もあった。

前記5(2)(補足説明)のとおり、株主総会の日後の期間においても電子提供措置をとらなければならないものとしている趣旨は、株主総会の決議の取消しの訴えなどにおける証拠等としての使用に供するためであり、この期間については、株主総会の招集の手段として電子提供措置が求められているものでない。そうすると、株主総会の日後に生ずる電子提供措置の中断は、株主総会の決議の効力には影響を及ぼすことがないものと整理され、この期間の電子提供措置については、現行法における決算公告と同様に、調査義務を課すまでの必要はないものと考えられる。

そこで、本文4(2)においては、試案とは異なり、電子提供措置をとろうとする株式会社は、電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に限り、調査機関に対し、調査を行うことを求めなければならないものとするを提案している。

5 EDINETを使用する場合の特例

EDINET(金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する場合の特例に関する規律を設けるものとする。【24頁以下】

(1) 特例の適用対象

金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社が、電子提供措置開始日までに、電子提供措置事項(定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く。)を記載した有価証券報告書(添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。)の提出の手続を、EDINETを使

用して行った場合をその適用対象とするものとするについて、どのように考えるか。

(注) 議決権行使書面については、後記(2)ウを参照。

(補足説明)

- 1 本文5は、試案第1部(第1の後注2)に関するものである。パブリックコメントにおいては、EDINETの使用を可能とすることについて積極的な意見が多数であった。そこで、本文5においては、EDINETを使用する場合の特例に関する規律を設けることについて、どのように考えるかを論点として掲げている。なお、本文5の検討に当たっては、その内容によっては、EDINETに係るシステムの見直しの内容等にも影響を及ぼし得ることから、システムの見直しに要するコスト等も含めた検討が必要であると考えられる。
- 2 本文5(1)は、特例の適用対象に関するものである。事業報告及び計算書類と有価証券報告書を一体的に開示する取組や、株主総会の前に有価証券報告書を開示する取組を促進する観点からは、この特例は、株主総会の前に電子提供措置事項が記載された有価証券報告書をEDINETにより提出する場合をその適用対象とすることが妥当であると考えられる。もっとも、パブリックコメントにおいては、有価証券報告書を提出する場合に限定せず、より広く電子提供事項そのものをEDINETにより開示する場合をその適用対象とすべきであるという意見もあった。もっとも、この意見のような案による場合には、金融商品取引法に規定する手続とは必ずしも直接の関係のない電子提供措置事項の開示手続をEDINETにより行うことについて問題がないかということなどについても検討する必要がある。

そこで、本文5(1)においては、特例の対象についてどのように考えるかを論点として掲げている。

(2) 特例の内容

- ア 前記(1)に定める場合には、電子提供措置をとることを要しないものとする。どうか。
- イ EDINETによる開示の中断や調査に関する規律の要否等について、どのように考えるか。
- ウ 前記(1)に定める場合において、会社法第301条第1項に規定するときは、取締役は、同法第299条第1項の通知に際して、株主に対し、議決権行使書面を交付しなければならないものとする。どうか。
- エ 前記(1)に定める場合における書面又は電磁的方法による株主総会の招集の通知には、電子提供措置事項に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレスに代えて、EDINETのホームアドレスなどの適切な事項を記載し、又は記録しなければならないものとする。どうか。

(補足説明)

- 1 本文5(2)アにおいては、EDINETによる開示があった場合には電子提供措置をとることを要しないものとするを提案している。

2 本文5(2)イは、E D I N E Tによる開示の中断及び調査に関するものである。

まず、E D I N E Tによる調査に関する規律については、パブリックコメントにおいて、E D I N E Tを使用する場合には、調査を不要とすべきであるという意見があった。E D I N E Tについてもそのシステム障害等の可能性があることは否定することができないが、E D I N E Tは開示書類が継続して公衆縦覧に供されることが法令によって担保され、安定的に運用されているシステムであり、かつ、企業が一度開示した書類を任意に改変することはできない仕組みとなっているという指摘がされている。そのため、E D I N E Tを使用する場合については、自社のホームページ上において掲載する場合と比べて、その中断が生ずるおそれは典型的に小さいとも考えられる。また、事業報告及び計算書類と有価証券報告書を一体的に開示する取組や、株主総会の前に有価証券報告書を開示する取組を促進する観点からは、電子提供措置開始日までに、E D I N E Tによる開示があった場合について、政策的に調査義務を課さないという考え方もあり得ると思われる。そこで、E D I N E Tによる開示があった場合については、調査を要しないものとするとも考えられる。

次に、中断に関する規律については、調査と同様に、典型的にシステム障害等が生ずるおそれは典型的に小さいことを理由として、これを特段設ける必要はないという考え方があり得る。もっとも、救済規定として電子提供措置の中断に関する規律を設ける趣旨はの場合であっても同様に妥当するとして、同様の救済規定を設けるという考え方もあり得る。なお、パブリックコメントにおいては、中断が生じた時間等の周知に係る措置を金融庁が一括してE D I N E Tのトップページにおいてとるものとし、各株式会社による措置は省略することができるものとすることや、E D I N E Tによる開示の中断については、全てその効力に影響は生じないものとするなどとの提案もあった。

そこで、本文5(2)イにおいては、E D I N E Tによる開示の中断及び調査に代わる規律の要否等について、どのように考えるかを論点として掲げている。

3 本文5(2)ウは、議決権行使書面の取扱いに関するものである。E D I N E Tによる開示を認める場合には、E D I N E Tは不特定多数の者に対する開示のためのシステムであることから、議決権行使書面をも含めてE D I N E Tにより開示させることは相当でないと考えられる。そこで、本文5(2)ウにおいては、E D I N E Tによる開示をした場合において、現行法において議決権行使書面を交付しなければならないときは、取締役は、現行法と同様に、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、議決権行使書面を交付しなければならないものとするを提案している。

4 本文5(2)エは、株主総会の招集の通知に記載し、又は記録しなければならない事項に関するものである。これについて、パブリックコメントにおいては、E D I N E Tにおいて有価証券報告書の添付書類に係るウェブサイトのアドレスが付与されないことなどから、アドレスに代えて、E D I N E TのホームアドレスとE D I N E T上での検索方法を記載することを検討すべきであるという意見があった。そこで、本文5(2)エにおいては、E D I N E Tによる開示をした場合には、電子提供措置事項に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレスに代えて、E D I N E Tのホームアドレスなどの適切な事項を記載し、又は記録しなければならないものとするを提案している。

5 なお、パブリックコメントにおいては、E D I N E Tの使用を可能とすることに関連して、

EDINETについて、スマートフォンやタブレットに対応するようにすべきであるという意見や、多様な株主がアクセスすることに備えたシステムの改修等が望まれるという意見があった。

6 みなし提供制度

みなし提供制度は廃止しないものとするので、どうか。【27頁以下】

(補足説明)

本文6は、試案第1部(第1の後注4)に関するものである。パブリックコメントにおいては、規律が複雑になることなどから、みなし提供制度については廃止すべきであるという意見があったが、廃止すべきでないという意見が多数であった。そこで、本文6においては、みなし提供制度を廃止しないものとするを提案している。

なお、みなし提供制度を廃止しないものとする場合であっても、前記本文3(3)のような規律を別途設けない限りは、書面交付請求を受けて交付する書面の内容は電子提供措置事項の全てを記載する必要があることとなると考えられることについては、前記本文3(3)の補足説明のとおりである。したがって、試案第1部第1の1のとおり、振替株式を発行する会社に電子提供制度を採用することを義務付けるものとする場合には、みなし提供制度を廃止することの可否の問題は、当該会社以外の株式会社(すなわち、非上場会社)において、インターネットを使用した株主総会資料の提供に関する制度として、電子提供制度と株主の個別の承諾を得て行う電磁的方法による提供制度のみならず、みなし提供制度をも採用することを選択肢として認めることの可否の問題と整理することができる。

7 電子提供制度採用会社以外の株式会社における株主総会参考書類等の交付請求

電子提供措置に係る定款の定めがない株式会社において、会社法第299条第3項の承諾をした株主は、同法第301条第2項ただし書及び第302条第2項ただし書の規定による株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付を請求することができないものとするについて、どのように考えるか。【27頁】

(注) 電子提供措置に係る定款の定めがある株式会社以外における会社法第299条第3項の承諾をした株主による書面交付請求については、前記4(4)を参照。

(補足説明)

本文7は、試案第1部(第1の後注3)のアに関するものである。パブリックコメントにおいては、試案第1部(第1の後注3)のイと同様に(前記本文3(4)(補足説明)参照)、賛成する意見が多数であったが、他方で、招集通知を電磁的方法による提供に承諾した株主の意思として、書面の交付を全く請求することができなくなるとまでは認識していないはずであるなどとしてこれに反対する意見もあった。

そこで、本文7においては、電子提供措置に係る定款の定めがない株式会社において、会社法第299条第3項の承諾をした株主は、同法第301条第2項ただし書及び第302条第

2項ただし書の規定による株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付を請求することができないものとするについて、どのように考えるかを論点として掲げている。

第2 株主提案権

1 株主が提案することができる議案の数の制限

(1) 定款の変更に関する議案の数の数え方

次のような規律を設けるものとするについて、どのように考えるか。

【37頁以下】

定款の変更に関する議案の数については、[内容において関連する事項ごとに]区分して数えるものとする。

(注) のような明文の規定を設けるものとするかどうかについては、定款の変更に関する議案の数の数え方についての具体的な判断基準としてどのようなものが適切であるかということと併せて検討する必要がある。この具体的な判断基準としては、例えば、()いずれか一方の提案が他方の提案を論理的に前提とする関係にあり、分けて審議すべきでないと考えられる場合にのみ関連性があるものとして一の議案として数えるものとする考え方、()上記()の場合のみならず、株主が通知した提案の理由の内容も踏まえ、いずれか一方の提案が他方の提案と密接に関連すると合理的に認められる場合についても関連性があるものとして一の議案として数えるものとする考え方等が考えられる。具体的な判断基準についての考え方次第では、 の文言を調整する必要が生ずることとなる可能性もあるため、[]を付している。

取締役会設置会社において、定款の変更に関する議案について会社法第305条第1項の請求を行う場合には、株主は、議案ごとに区分して当該請求をしなければならないものとする。

(2) 株主が提案することができる議案の数

上記(1)における提案を踏まえ、試案第1部第2の1本文について、どのように考えるか。【31頁以下】

(補足説明)

1 定款の変更に関する議案の数の数え方

(1) 本文1(1) について

試案第1部第2の(1の注)について、パブリックコメントにおいては、定款の変更に関する議案の数については、内容において関連する事項ごとに区分して数える旨の明文の規定を設けるものとすることに賛成する意見が多数であった。

他方で、パブリックコメントにおいては、このような明文の規定を設けた場合であっても、判断基準が不明確であるため、実務上の運用が困難であるという意見や、ガイドライン等によって判断基準を明確にすべきであるという意見もあった。これらの意見は、仮に、このような明文の規定を設けた場合であっても、複数の事項がその内容において関連する

か否かについての判断には一定の解釈の余地があり得ることから、提案株主と株式会社との間で関連性の有無について意見が分かれる事態が想定され、そのようなときは、紛争に発展するおそれもあり、株式会社としては紛争を避けるために関連性を保守的に判断せざるを得なくなるなど、実務上の運用が難しいことを懸念するものと考えられる。

そこで、パブリックコメントの結果を踏まえ、定款の変更に関する議案の数については一定の関連性がある事項ごとに区分して数える旨の明文の規定を設けることが考えられるが、他方で、上記のような懸念を払拭するためには関連性の有無についての判断基準をより明確にすることも含めて具体的な判断基準についての考え方を改めて検討する必要があるものと考えられる。具体的な判断基準についての考え方次第では、規定の文言を調整する必要が生ずることとなる可能性もあるため、本文1(1)の(注)において、その旨を付記した上で、本文1(1)において、定款の変更に関する議案の数の数え方について明文の規定を設けることについて、どのように考えるかを論点として掲げている。

定款の変更に関する議案の数の数え方についての具体的な判断基準としては、例えば、() いずれか一方の提案が他方の提案を論理的に前提とする関係にあり、分けて審議すべきでないと考えられる場合にのみ関連性があるものとして一の議案として数えるものとする考え方、() 上記() の場合のみならず、株主が通知した提案の理由の内容も踏まえ、いずれか一方の提案が他方の提案と密接に関連すると合理的に認められる場合についても関連性があるものとして一の議案として数えるものとする考え方等が考えられる。() の考え方による場合には、判断基準としては() の考え方と比べて明確であり、株式会社として客観的に判断しやすいと思われるが、他方で、例えば、仮に、事業目的に目的を複数個追加する旨の定款の変更に関する議案が提出された場合に、(いくつかの目的が他の目的を論理的に前提とする関係にあるような場合を除き、) それらの目的ごとに区分して複数の議案として数えることとなるなど、関連性があると判断される場合が限定され過ぎるのではないかという懸念があるものと考えられる。() の考え方による場合には、仮に、事業目的に目的を複数個追加する旨の定款の変更に関する議案が提出された場合であっても、株主が通知した提案の理由の内容も踏まえると、それぞれの目的が密接に関連していると合理的に認められるときは、関連性があるものとして一の議案として数えることとなる。もっとも、「密接に関連すると合理的に認められる」か否かの判断は一定の評価を伴うものであるため、() の考え方と比べて、株式会社として客観的に判断することが難しくなるという懸念があるものと考えられる。このように、上記のいずれの考え方についても長短があると考えられることから、株主提案権の行使の実態に即し、上記の考え方以外の考え方も含め、どのように考えることが適切かについて検討する必要がある。

(2) 本文1(1) について

パブリックコメントにおいては、後記1(2)のように株主が提案することができる議案の数の制限を設けるものとするを前提とした場合において、株主が提案しようとする定款の変更に関する議案に複数の事項が含まれていることが疑われるときは、株式会社において当該議案の数を幾つと数えるべきかを判断することとなり、その前提として提案株主の認識を知るために提案株主との間で何らかのコミュニケーションを取る必要が生じて手続が煩雑となるといった手続的な負担が生じ得る上、その議案の数について、提案株主と

の間で認識に齟齬が生じたときは、どのように数えるべきかをめぐって紛争に発展するおそれもあるという懸念が示された。

このような懸念は、定款の変更に関する議案の数について株式会社側が判断することが前提となっていることもその要因の一つであると考えられる。そうであるとすれば、定款の変更に関する議案について、株式会社側ではなく、提案株主側で自らの認識を前提として議案ごとに区分して提案しけなければならないものとし、株式会社としては、当該提案株主による区分に従って形式的に議案の数を数えることができるものとするにより、株式会社が当該提案株主の認識を改めて確認する手順を不要とすることができれば、上記のような懸念は一定程度回避することができるものと考えられる。この場合には、株式会社としては、当該提案株主による区分に従って、それぞれを一の議案として株主総会に諮り、各議案について審議及び採決をすれば足りることとなる。なお、仮に、提案株主が複数の事項を含む定款の変更に関する議案を提案しようとする場合において、当該複数の事項について区分せずに提案したときは、株式会社としては、株主がそれらを一の議案として提案してきたものとして、当該議案を一の議案として取り扱うこともできるし、本文1(1)のとおり、一定の関連性がある事項ごとに区分して取り扱うこともできるものと考えられる。

そこで、本文1(1)においては、取締役会設置会社において、定款の変更に関する議案について会社法第305条第1項本文の請求を行う場合には、株主は、議案ごとに区分して当該請求をしなければならないことを明記することについて、どのように考えるかを論点として掲げている。

なお、株主が膨大な数の事項を一の定款の変更に関する議案として提案するような事態も生じ得るが、株式会社としては、本文1(1)のとおり、一定の関連性がある事項ごとに区分して取り扱うことができる場合には、そのように取り扱えば足りるし、仮に、(本部会資料において提案している後記2の内容の拒絶事由を設けるものとするを前提とすれば、)それが濫用的な株主提案権の行使と評価されるような場合には、後記2の拒絶事由に該当するものとして、株式会社は当該提案を拒絶することができるものと考えられる。

そして、関連性のない複数の事項を含む定款の変更に関する議案ではあるものの、後記2の内容の拒絶事由には該当しない場合であっても、株式会社としては、当該議案を一の議案として扱った上で、一括して審議すれば足りること、提案株主による説明が不必要に長くなるような場合には、議長は議事整理権に基づいて提案株主による説明を制限することが可能であることなどを考慮すれば、当該議案について割かれる株主総会における審議時間が許容できない程に長くなることは余り想定されないものと考えられる。

2 株主が提案することができる議案の数(本文1(2))

試案第1部第2の1本文については、パブリックコメントにおいて、団体からの意見が分かれたが、提示した4案の中においては、A1案に賛成する意見とB2案に賛成する意見が比較的多かった。もっとも、そもそも株主が提案することができる議案の数の制限を設けること自体に反対する意見や、提案することができる議案の数を5未満(1ないし3)とすべきであるという意見もあった。なお、個人からの意見としては、株主が提案することができる議案の数の制限を設けること自体に反対する意見が圧倒的多数であった。

提案することができる議案の数を5未満(1ないし3)とすべきであるという意見やA1案に賛成する意見は、株主総会における限られた審議時間が特定の株主による提案に関する議論のみに費やされるべきでないこと、提案することができる議案の数を限定することにより提案の内容がより合理的なものとなると考えられること、米国においては株主が提案することができる議案の数が1とされていることなどを理由として挙げている。

他方で、そもそも株主が提案することができる議案の数の制限を設けること自体に反対する意見やB2案に賛成する意見は、株主提案権の濫用的な行使と評価される事例はごく例外的な事例であって提案することができる議案の数を制限する必要性を基礎付けるような立法事実が存在しないこと、株主提案権の重要性に鑑みれば、株主が提案することができる議案の数を制限するとしても必要最小限の制限とすべきであること、機関設計の変更や報酬体系等の株式会社の事業に関する根本的事項を変更するための株主提案を行う場合には、5以上の議案を提案する必要があることなどを理由として挙げている。

そして、前記1のとおり、本文1(1)において、パブリックコメントの結果を踏まえ、定款の変更に関する議案の数の数え方について改めて問題提起するとともに、定款の変更に関する議案について会社法第305条第1項本文の請求を行う場合には、株主は、議案ごとに区分して当該請求をしなければならないことを明記することを新たに論点として掲げている。これらについてどのように考えるかによっては、株主が提案することができる議案の数の具体的な上限や役員等の選解任に関する議案の数の数え方についての考え方にも影響があり得る。

そこで、本文1(2)においては、本文1(1)に掲げた論点についての考え方及びパブリックコメントの結果を踏まえ、株主が提案することができる議案の数について、どのように考えるかを論点として掲げている。

3 株主が提案した議案の数が上限を超えている場合の取扱いについて

パブリックコメントにおいては、株主が提案した議案の数が上限を超えている場合の取扱いが不明確であるという意見があった。

これについては、株主が提案した議案の数が上限を超えている場合には、株式会社は、当該上限を超える数に相当する数の議案を拒絶した上で、当該上限までの数の議案についてのみ内容の適法性を検討し、その中から適法な議案のみを採用すれば足りるものとし、当該上限を超える数に相当する数の議案についてのみ拒絶することができるものとするのが考えられる。この考え方によったとしても、株式会社としては、当該上限までの数の議案についてのみ内容の適法性を検討すれば足りることとなるため、現行法の下において株主が膨大な数の議案を提案した場合と比べて、議案の内容の適法性について検討する時間やコストについて大幅に削減することができることとなる。当該上限までの数の議案(内容の適法性を検討する対象となる議案)を選択する具体的な方法としては、株式会社がその判断で決定するものとするのが考えられる。株式会社による決定については、例えば、各議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面が提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容(会社法施行規則第63条第3号二、第66条第1項第2号)や、書面による議決権の行使又は電磁的方法による議決権の行使によって、一の株主が同一の議案につき重複して議決権を行使した場

合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該株主の議決権の行使の取扱いに関する事項（会社法施行規則第63条第3号へ、同条第4号口）のように、合理的な方法であれば、株式会社がその取扱いを決定することができるものとするのが考えられる（実務上、当該取扱いについては株式取扱規則等で定めておくものとするのが考えられる。）

この考え方に対しては、パブリックコメントにおいて、株主が提案した議案の数が上限を超えている場合において、上限を超える数に相当する数の議案についてのみ株式会社が拒絶することができるものとするときは、議案の選定作業は煩雑であること、提案株主とコミュニケーションを取ることは実務上困難を伴うことが多いこと、提案株主と株式会社との間に議案の選定方法をめぐって紛争が生ずる懸念もあることなどを理由として、上限を超える数の議案が提案された場合には、当該株主が提案した議案については全て不適法又は無効として拒絶することができるものとするべきであるという意見もあった。

もっとも、上限を超える数の議案が提案された場合に、当該上限を超える数に相当する数の議案についてのみならず、当該株主が提案した議案全てについて不適法又は無効として拒絶することができるものとするのは、株主提案権の重要性に鑑みれば、適切でないものと考えられる。また、上記のように、株式会社がその取扱いを決定することができるものとなれば、議案の選定作業は煩雑とまではいえないと考えられる。

2 内容による提案の制限

会社法第304条本文及び第305条第1項から第3項までの規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しないものとする。【38頁以下】

会社法第304条本文の規定による議案の提出又は同法第305条第1項本文の規定による請求(以下「株主提案」という。)が専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は当該株主若しくは第三者の不正な利益を図ることを目的とする場合

株主提案により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

(補足説明)

1 本文2 について

本文2 の内容は、表現ぶりを若干変更したが、試案第1部第2の2 から までと同様の内容である。試案第1部第2の2 から までについて、パブリックコメントにおいては、明文の規定としてこれらの拒絶事由を設けることに賛成する意見が多数であった。

なお、「専ら」という要件については、厳格で立証が困難であるため、株式会社がこの拒絶事由を根拠に株主提案を拒絶するという判断にちゅうちょし、拒絶事由の実効性が失われるとして、削除し、又は「主として」という要件に変更すべきであるとする意見も寄せられた。しかし、株主提案権の重要性に鑑みれば、拒絶事由の要件を緩めることについては慎重に考えるべきであるとも考えられ、また、パブリックコメントにおいて、「主として」という要件

ではやや不明確であり、濫用的でない株主提案権の行使をも制限してしまうおそれがあるという意見や、株主提案権を過度に制限することにならないよう、「専ら」という厳格な要件を用いることは望ましいという意見もあった。

そこで、パブリックコメントの結果も踏まえ、本文2 のような規律を設けることを提案している。

2 本文2 について

試案第1部第2の2（「株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき」）についても、パブリックコメントにおいては、明文の規定としてこのような拒絶事由を設けることに賛成する意見が多数であった。

他方で、具体的にどのような場合にこの拒絶事由に該当するかが不明確であり、株式会社による恣意的な解釈によって過度に株主提案権が制限されてしまうおそれがあるという懸念を指摘する意見もあった。

試案第1部第2の2 は、単に株主総会の適切な運営が妨げられるのみでは足りず、その結果として、株主の共同の利益が「著しく」害されるおそれがある場合にのみ株主提案を拒絶することができるものとしていたため、株式会社による恣意的な解釈がされないように一定の限定が加えられていたものと考えられる。もっとも、「株主総会の適切な運営が妨げられるか否かの方が「株主の共同の利益が害される」か否かよりも客観的な判断に馴染むとも思われるため、「株主総会の適切な運営が妨げられ」か否かに限定を加えた方が株式会社による恣意的な解釈の余地は狭くなると考えられる。他方で、株主提案によって株主の共同の利益が「著しく」害されるおそれではない場合であっても、株主総会の適切な運営が「著しく」妨げられ、その結果として、株主の共同の利益が害されるおそれがあるときは、株式会社は当該提案を拒絶することができるものとして差し支えないとも考えられる。そして、株主総会の適切な運営が著しく妨げられることに加え、その結果として、「株主の共同の利益」が害されるおそれがあることも要件として明示することにより、単に株式会社側の都合上望ましくないような提案を拒絶することはできないことがより明確となり、株式会社による恣意的な解釈がされる余地がより限定的となるものと考えられる。

そこで、本文2 においては、試案第1部第2の2 の拒絶事由を「株主提案により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合」に変更して提案している。

なお、「株主総会の適切な運営」には、株主総会の当日の運営のみならず、株主総会の準備も含まれることを前提としている。そして、株主総会の準備には、株式会社による株主総会の準備のみならず、当該株式会社の株主による株主総会の準備（議案の検討等）も含まれるものと考えられる。すなわち、この拒絶事由に該当し得るとされる具体例としては、不必要に多数又は長大な内容の条項を含む定款の変更に關する議案が提案されたことにより、株主総会の当日において当該議案の検討に多大な時間が掛かり、他の株主による株主総会の場における質問時間や他の議案の審議時間が大幅に削られるような場合のみならず、株式会社に通常の株主総会の準備においては生じないような規模の膨大な時間的又は人的コストが生ずるような場合や、提案株主以外の株主が当該定款の変更に關する議案を検討するために通常の株主総会の準備においては生じないような時間を割く必要等が生じ、他の議案の検討時

間が削られる可能性等があるような場合が考えられる。このような場合には、株主総会の当日の運営や、株式会社による株主総会の準備、当該株式会社の株主による株主総会の準備（議案の検討等）が著しく妨げられると評価することができ、ひいては株主全体に不利益が生ずると考えられるため、「株主の共同の利益が害されるおそれ」があると評価されることとなると考えられる。

3 株主提案権の行使要件

(1) 持株要件の見直し

300個以上の議決権という持株要件の見直しはしないものとするかどうか。【49頁以下】

（補足説明）

試案第1部（第2の後注）の株主提案権の行使要件のうち300個以上の議決権という持株要件について、パブリックコメントにおいては、削除又は引上げといった見直しはすべきでないという意見が多数であった。これらの意見は、300個以上の議決権という持株要件の削除又は引上げは、300個以上の議決権という絶対的な基準が設けられた趣旨に反し、個人株主による株主提案権の行使を過度に制限してしまうおそれがあること、提案することができる議案の数の制限や内容による提案の制限の導入によって株主提案権の濫用的な行使は一定程度排除することができると考えられるため、重ねて持株要件を見直す必要性は乏しいこと、持株要件の見直しを基礎付けるだけの立法事実が存在しないことなどを理由として挙げている。

なお、300個以上の議決権という持株要件の削除又は引上げをすべきであるという意見もあった。これらの意見は、300個の議決権と100分の1の議決権の価値が著しくかい離していること、1%を大きく下回る議決権しか有しない株主からの提案に対する賛成割合は低いにもかかわらず、そのような提案のために株主総会の審議時間の相当割合を占めることにより、株主総会の適切な運営が妨げられていることなどを理由として挙げている。

そこで、パブリックコメントの結果を踏まえ、本文3(1)においては、300個以上の議決権という持株要件の見直しはしないものとするを提案している。

(2) 行使期限の見直し

行使期限の見直しはしないものとするかどうか。【51頁以下】

（補足説明）

試案第1部（第2の後注）の株主提案権の行使期限について、パブリックコメントにおいては、前倒しに反対する意見（後ろ倒しすべきであるという意見も含む。）が相対的に多かった。これらの意見は、現行法における株主提案権の行使期限を前提としても株式会社の準備期間が必ずしも短過ぎるとはいえず、行使期限の見直しを基礎付けるような立法事実が認められないこと、行使期限の前倒しによって株主が株主提案権を行使するか否か及びその内容の検討についての十分な検討期間を確保することができなくなること、さらに、今回の会社法改正により株主総会資料の電子提供制度が活用されれば印刷及び郵送の作業の時間が短縮されるため、前

倒しは不要であることなどを理由として挙げている。

これに対し、株主提案権の行使期限を前倒しすべきであるという意見は、株主総会の招集通知の早期発送や発送前開示に取り組む上場企業が増加している中で、現行法における行使期限を前提とすると、提案株主が株主提案権の行使要件を満たしているか否かについての確認、提案内容の検討及び取締役会としての意見の作成等の各種準備作業のための十分な期間を確保することができないこと、株主提案権が行使期限直前に行使され得ることが株主総会の招集通知の早期発送を妨げる要因の一つとなっていることなどを理由として挙げている。

また、今回の会社法改正により株主総会資料の電子提供措置の開始時期や株主総会の招集通知の発送期限が前倒しされる場合には、その前倒しの期間に応じて株主提案権の行使期限も前倒し（についての検討を）すべきであるという意見もあった。もっとも、仮に、株主総会資料の電子提供制度が導入され、株主総会の招集通知の発送期限が1週間ないし2週間前倒しされた場合であっても、それは、電子提供制度の導入によって、実務上1週間ないし2週間掛かるとされている株主総会資料の印刷や郵送の期間が短縮されることを前提としたものである。このように考えると、仮に、株主総会資料の電子提供制度が導入され、株主総会の招集通知の発送期限が1週間ないし2週間前倒しされた場合であっても、実際に株主提案がされた後、株式会社において提案株主が株主提案権の行使要件を満たしているかについての確認、提案内容の検討及び取締役会としての意見の作成等の各種準備作業を完了しなければならない時点までの準備期間は、現在と実質的に変わらないものともいえるため、株主総会資料の電子提供措置の開始時期や株主総会の招集通知の発送期限が前倒しされることと株主提案権の行使期限を前倒しすることとは論理必然の関係にないものと考えられる。

そこで、パブリックコメントの結果を踏まえ、本文3(2)においては、株主提案権の行使期限の見直しはしないものとすることを提案している。